

平成 1 6 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	民事局		
施策等の名称	登記事務のコンピュータ化		
目 標	基本目標		
	<p>登記情報の電子化により，登記情報の適正な管理が可能になるだけでなく，登記事項証明書等の迅速な交付が可能となるなど利用者の窓口での待ち時間が大幅に短縮される。また，利用者が，登記所に出向くことなく，登記情報にアクセスすることができ，また，自宅近くの法務局において他管轄物件の証明書の取得ができるようになるなどの行政サービスの向上に資することができる。</p> <p style="text-align: center;">【基準年次：平成 1 3 年度 評価総括年次：平成 1 9 年度】</p>		
	達成目標		
	平成 1 9 年度末を目途に全国の登記所の登記情報の電子化を完了する。		
指標 1	不動産登記：全国の登記簿の総不動産筆個数に対する移行完了筆個数割合	目標値等	不動産登記については，平成 1 9 年度末までに，全国の登記情報の電子化をおおむね完了する。
指標 2	商業・法人登記：全国の登記簿の総会社・法人数に対する移行完了会社・法人数割合	目標値等	商業・法人登記については，平成 1 7 年度末までに，登記情報の電子化をおおむね完了する。
基本的考え方	<p>1．課題・ニーズ IT（情報技術）施策の急速な進展を背景として，国民のニーズの変化・多様化が進む状況下において，国民生活及び経済活動の基本インフラである登記事務は，その信頼性を保持し，社会の変化に的確に対応していく必要がある。従来の紙の登記簿等による事務処理においては，その登記簿等を職員が探す作業から入るため，必然的に登記簿謄本等の申請から交付までに長時間を要せざるを得なかった。また，紙の登記簿の原本を直接閲覧できたため，登記簿の抜き取り改ざん等の不正事案も後を絶たなかった。</p> <p>2．当該施策の必要性 証明書発行業務の効率化・迅速化及び登記簿の抜き取り，改ざん等を防止するとともに，ITがもたらすメリットを国民・利用者が十分に享受できるものにする必要がある。</p> <p>3．当該施策の実施方法 登記事務のコンピュータ化を実施する。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可	特になし		

能性のある外部要因	
測定方法等	<p>1. 測定時期：平成17年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等 平成16年度における移行完了率</p>
評価の内容	<p>1. 平成16年度に講じた施策（実施状況） 平成17年3月31日現在 不動産移行完了率 77.9% 約2億7,000万筆個のうち、平成16年度において約8%をコンピュータ化 商業・法人移行完了率 95.5% 約350万法人のうち平成16年度において約16%をコンピュータ化</p> <hr/> <p>2. 評価結果 平成16年度における電子化の実績を維持すれば、不動産については、平成19年度末までに、全国の登記情報の電子化がおおむね完了する見込みであり、また、商業・法人については、平成17年度末までに、登記情報の電子化はおおむね完了する見込みであり、いずれも目標を達成できる見込みである。 これにより、登記情報の適正な管理が可能となった。また、コンピュータ化に伴い登記情報提供制度及び登記情報交換制度も実現できるため、国民は窓口に出向くことなく、自宅のパソコンから登記情報にアクセスできるとともに、自宅近くの登記所において他登記所の管轄の証明書の取得ができるようになった。なお、利用者の窓口での待ち時間についても、これまで登記簿の搬出入に要していた時間がなくなったこと等から事務が省力化されたことに伴い短縮化が図られた。 このように、登記事務のコンピュータ化は、電子政府の実現を始めとするネットワーク社会形成の基礎として有効な施策であるので、引き続き行う必要がある。</p>
見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

平成 1 6 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	民事局		
施策等の名称	商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入		
目 標	基本目標	<p>商業登記に基礎を置く電子認証制度（以下「本制度」という。）の導入を次の「達成目標」により進めることにより，電子商取引や電子申請・届出の基盤整備を早期に実現する。</p> <p style="text-align: center;">【基準年次：平成 1 3 年度 評価総括年次：平成 1 6 年度】</p>	
	達成目標	本制度を利用可能な法人の割合を平成 1 6 年度早期に100%とする。	
	指標	本制度を利用可能な法人の割合	目標値等
			平成 1 3 年度末：約 5 0 % 以上 平成 1 4 年度末：約 8 5 % 以上 平成 1 5 年度末：約 9 5 % 以上 平成 1 6 年度早期：100%
基本的考え方	<p>1．課題・ニーズ 電子商取引や電子申請・届出等においては，紙の証明書に代わる電子的な証明書が求められている。</p> <p>2．当該施策の必要性 法人の代表者を電子的に認証し，電子証明書の発行等を適正に行うためには，商業登記情報に基づいたものであることが必要であることから，本制度が必要不可欠である。</p> <p>3．当該施策の実施方法 本制度は，法人の代表者を認証する基盤として不可欠のものであり，早期に全国的なサービス提供を可能とすることが求められていることから，全国の登記所へ導入する必要がある。しかし，導入に当たっては，登記所の統廃合等を考慮した予算の効率的な執行等に配慮する必要がある。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし		
測定方法等	<p>1．測定時期：平成 1 7 年 3 月 3 1 日</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>2．測定方法等 本制度を利用可能な法人の割合を指標として評価することとし，各年度において，以下の数値を達成しているかどうかを測定する。 なお，目標数値は，電子政府の実現目標となる平成 1 5 年度までに導入を終えることを原則としつつ，予算の効率的な執行に配慮して，保有法人数の多い登記所から優先的に制度を導入することとした場合に得られる数</p>		

	<p>値を基礎としている。</p> <p>平成13年度末：約50%以上</p> <p>平成14年度末：約85%以上</p> <p>平成15年度末：約95%以上</p> <p>平成16年度早期：100%</p>
評価の内容	<p>1.平成16年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>平成16年度においては、平成15年度末で本制度を利用できなかった全法人について、本制度の利用ができるよう運用を開始した。</p> <hr/> <p>2.評価結果</p> <p>平成16年度末現在において、本制度を利用可能な法人の割合は、100%となっており、目標を達成した。</p> <p>これにより、すべての法人が電子商取引や電子申請・届出等が可能となり、法人の利便性が向上するとともに、電子政府の構築に寄与し、有効な施策であった。</p>
見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

平成 1 6 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房司法法制部		
施策等の名称	外国法事務弁護士の在り方		
目 標	基本目標		
	国民等が享受する外国法事務サービスの向上		
	【基準年次・評価総括年次：平成 1 6 年度】		
	達成目標		
	外国法事務弁護士の質を保ちながら数を増やす。		
指標 1	外国法事務弁護士の増加	目標値等	対前年度増
指標 2	承認取消者の数	目標値等	承認取消者数ゼロの維持
基本的考え方	<p>1．課題・ニーズ</p> <p>外国法事務弁護士の現登録者数の不足は、国内の涉外法律事務所及び一部の外国法事務弁護士事務所が市場をほぼ独占する寡占状態を招き、外国法事務弁護士間のビジネス上の競争環境がないことから法律サービスの質が向上しない等、依頼者である国民にとって不利益な状況が生じる蓋然性が高い。</p> <p>そこで、司法法制全般を所掌し、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」(以下「外弁法」という。)を所管する司法法制部としては、同法の目的の一つである涉外的法律事務サービスの供給の安定を図るため、具体的には、国民等による外国法に係る法律事務を依頼する際の選択肢の増加、国民等が享受する外国法律事務サービスの質の向上の要請に応えるために、外国法事務弁護士の登録者数を増加させることが課題となっている。</p> <p>2．目的・意図</p> <p>我が国における涉外的法律事務を安定させるとともに、外国における日本法に関する法律事務を充実させるため、昭和 6 1 年 5 月、外弁法を制定し、外国の弁護士となる資格を有する者が、その資格を根拠として新たな資格試験等を課されることなく、我が国において外国法に関する一定の法律事務を取り扱うことができることとした。</p> <p>外国法事務弁護士制度は、外国弁護士を受け入れることによって、我が国における外国法に関する法律サービスの質及び量を向上させ、我が国に居住する者及び我が国で活動する企業の涉外的法律関係において紛争を未然に防止し、あるいは紛争を早期・適切に解決し、その法律関係を安定させることを目的の一つとするものである。</p> <p>3．施策の実施方法</p> <p>外国法事務弁護士となるためには、法務大臣による承認と日本弁護士連合会の名簿への登録が必要とされる。</p> <p>そこで、外国法事務弁護士となる資格の承認審査に関する事務を遂行する際には、事前相談及び予備審査制度を積極的に活用し、申請者の負担軽減、</p>		

承認申請手続の円滑化，承認までの期間の短縮化を図ることにより，ひいては外国法事務弁護士の登録者数を年々着実に増加させるべく努めている。

なお，施策の実施に当たっては，外国法事務弁護士の質を保ちながら数を増やすことを目標に，現登録者数の前年度からの増加及び承認取消者数ゼロの維持を成果指標とし，その結果を踏まえ外国法事務弁護士政策を適宜見直し，最終成果である「国民等が享受する外国法事務サービスの向上」を目指す。

目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因

景気動向，為替動向，市場企業活動のグローバル化といった要因は，民間企業等の海外設備投資の増減，生産業を中心とした輸出関連収益の増減など企業活動に大きな影響を与え，これに伴って渉外的法律事務サービスの需要も変動するものと考えられる。

測定方法等

1. 測定時期：平成17年3月31日

2. 測定方法等

外国法事務弁護士の登録者数等については，上記の外部要因に大きく左右される可能性が大であり，かつ定数の確保又は需要調整等を求めるものではないが，外国法事務弁護士の現登録者数の増加は，我が国における外国法に関する法律サービスの供給量が増加していることの証左となり得ることから，現登録者数が増加することを目指し，現登録者数の前年度からの増加を成果指標とした。また，承認取消者がいないことは，これまでの資格審査が適正であったことを示すものであり，登録後も外弁法施行規則第9条第2項に定められている外国法事務弁護士の承認基準を維持しているか等につき，2年ごとに一定事項の報告を求める二年次報告等によりその業務内容を把握することに努めてきた成果であり，外国法事務弁護士の質を保っていることの証左となり得ることから，承認取消者数ゼロの維持も成果目標とした。

評価の内容

1. 平成16年度に講じた施策(実施状況)

(1) 事前相談事務等

事前相談件数 803件(同一人に対する複数相談を含む。)
予備審査受理 44人

(2) 承認事務等

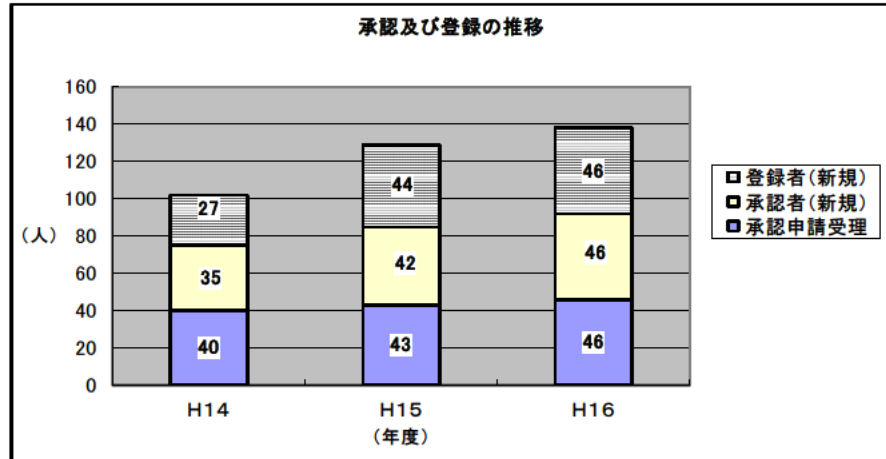
承認申請受理 46人(前年度比7.0%増)
承認(新規) 46人(同9.5%増)
登録(新規) 46人(同4.5%増)
現登録者数 236人(同10.8%増)
総承認者数 500人(前年度から46人増)
総登録者数 487人(同46人増)

別添「外国法事務弁護士の承認及び登録に関する状況」1及び2のとおり

「外国法事務弁護士の承認及び登録に関する状況」1

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
承認申請受理	40	43	46
承認者(新規)	35	42	46
登録者(新規)	27	44	46

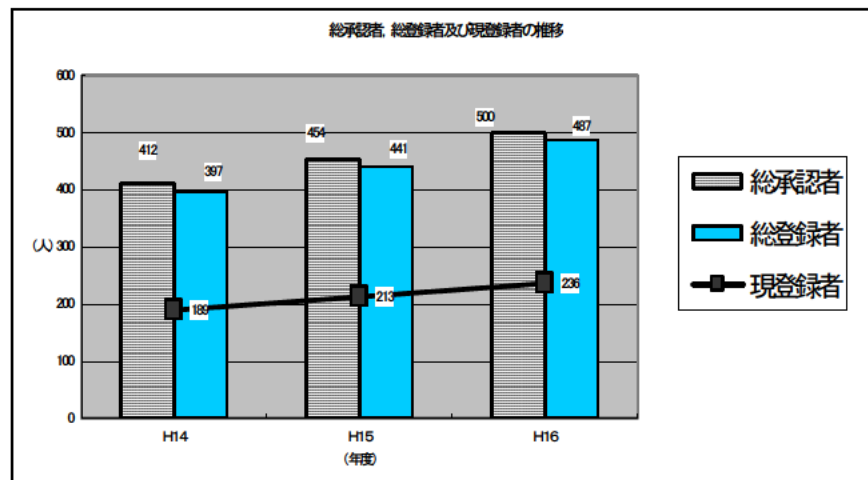
(注)各人数は，各年度末現在におけるもの。



「外国法事務弁護士の承認及び登録に関する状況」 2

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
総承認者	412	454	500
総登録者	397	441	487
現登録者	189	213	236

(注) 各人数は、各年度末現在におけるもの。



「外国法事務弁護士の承認取消者数に関する状況」

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
承認取消者	0	0	0
総承認取消者	0	0	0

(注) 各人数は、各年度末現在におけるもの。

(3) 承認審査事務処理の迅速性の維持

承認審査事務の処理については、行政手続法に基づき、処理期間を2か月以内とする基準を遵守し、迅速に処理されている。

なお、承認審査事務処理の迅速性の維持は、外国法事務弁護士の増加の要因の一つになり得るとともに、申請者の負担軽減の観点からも、今後も引き続き承認審査事務の迅速性を維持していく必要がある。

(4) 関連法令の改正作業

外弁法を所管する当部は、司法制度改革推進本部による改正外弁法の立案作業に協力してきたところであるが、平成15年7月18日、外弁法の改正を含む司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律が可決成立し、同月25日に公布された。

今回の外弁法改正の主要部分である外国法事務弁護士と弁護士との共同事業の自由化及び外国法事務弁護士による弁護士の雇用解禁等については、平成17年4月1日に施行された。今回の改正によって、外国法事務弁護士と弁護士とが多様な形態で提携・協働して、日本法と外国法を含む、質の高い包括的・総合的な法律サービスに対する利用者のニーズにより的確に答えることが可能となるとともに、外国法事務弁護士の増加に寄与することが考えられ、我が国経済の国際競争力を回復するための基盤整備の一つとして、弁護士の国際化が進展することが期待される。

2. 評価結果

平成16年度の外国法事務弁護士の現登録者数は、前年度の213人から10.8%増加して236人となった。現登録者数は着実に増加しており、外国法事務サービスの供給量が増加し、結果として国内外のニーズに応えるものとなったと評価することができる。また、承認取消者数ゼロを維持することができたことは、これまでの資格審査事務が適正であったことを示すものであるとともに、登録後も外弁法施行規則第9条第2項に定められている外国法事務弁護士の承認基準を維持しているか等につき、2年ごとに一定事項の報告を求める二年次報告書等によりその業務内容を把握することに努めてきた成果であり、外国法事務弁護士の質を保ちながら数を増やすという達成目標を達成する結果となった。これによって、基本目標である「国民等が享受する外国法事務サービスの向上」に貢献し、したがって、本施策の有効性が認められるものであるから引き続き実施する必要がある。

今後も、社会、経済活動の国際化に伴い、国民等が享受する外国法事務サービスを供給することのできる司法的なインフラとして、外国法事務弁護士に対するニーズの継続的な増加が見込まれるところ、本施策の有効性が認められるため本施策を実施し、外国法事務弁護士制度の整備、拡充を図っていく必要がある。

見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

平成 16 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房司法法制部			
施策等の名称	債権管理回収業の監督			
目 標	基本目標			
	債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正が確保される。			
	【基準年次・評価総括年次：平成 16 年度】			
	達成目標			
	債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに、暴力団等反社会的勢力の参入を排除する。			
	指標 1	苦情申立ての状況(苦情率) (苦情率 = 年間苦情受付件数 ÷ 許可会社数 × 100)	目標値等	対前年減
	指標 2	債権回収会社に対する立入検査の実施状況(実施率)	目標値等	対前年増
	指標 3	債権回収会社に対する立入検査で指摘した事項の改善状況	目標値等	-
	参考指標 1	回収先(債務者)ヒアリングによる回収状況把握		
参考指標 2	債権管理回収業の営業許可審査件数			
参考指標 3	債権回収会社に対する行政処分の件数			
基本的考え方	<p>1. 課題・ニーズ 我が国の経済の健全な発展のため、金融機関等が抱える膨大な不良債権を迅速かつ円滑に処理する。</p> <p>2. 目的・意図</p> <p>(1) これまで弁護士にしか許されていなかった債権回収業を、法務大臣による許可制を採ることにより民間業者に解禁し、債権回収の分野に民間活力を導入することで不良債権等の処理を促進する。</p> <p>(2) 債権回収の分野には暴力団員、事件屋等の反社会的勢力が深く関与していた実態にかんがみ、許可に当たり、暴力団員等の反社会的勢力の参入を排除する。</p> <p>(3) 許可業者(債権回収会社)の違法・不当な回収行為により債務者等が損害を受けることを防止するなど債務者等の保護を図るため、許可業者に対して行為規制を課すとともに十分な監督を行い、業務の適正な運営を確保する。</p> <p>3. 施策の実施方法</p>			

	<p>債権回収会社による違法・不当な回収行為により債務者が被害を受けることなどを防止するとともに、債権管理回収業への暴力団員等の反社会的勢力の参入を排除するための施策として、申請会社に対する許可審査及び債権回収会社に対する立入検査並びに回収先（債務者等）に対するヒアリングを実施するとともに、債務者等からの苦情に基づき、債権回収会社に違法・不法な回収行為が見られた場合には、適切に業務改善命令などの行政処分措置を講じ、債権管理回収業における債権回収行為等の適正を確保する。</p>				
<p>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</p>	<p>特になし</p>				
<p>測定方法等</p>	<p>1. 測定時期：平成17年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> <p>不良債権の処理を促進することにより金融機関等による資金供給の円滑化を図り、国民経済の健全な発展に資するため、債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正を確保するという基本目標を達成するために債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに、暴力団等反社会的勢力の参入を排除することを達成目標とし、以下の指標を用いることにより評価する。</p> <p>(1) 成果指標として、法務省に対する債務者等からの苦情申立ての状況としての苦情率を用い、その増減により目標の達成度を評価する。</p> <p>(2) 結果指標として、債権管理回収業の営業許可に当たっての審査件数(許可会社数)、債権回収会社に対する立入検査の実施状況(立入検査実施率)、苦情受付件数、回収先(債務者)に対するヒアリングの実施件数及び債権回収会社に対する法務大臣の行政処分(業務改善命令等)の件数を用いる。</p> <p>(3) 評価に当たり、苦情申立ての状況(苦情率)については、苦情として表面化しない潜在的な問題の有無を把握する手段として、債権回収会社の回収先(債務者)に対するヒアリングを実施した結果内容により補完するとともに、監督状況を示す立入検査の実施率、債権管理回収業の許可会社数の増加を並行モニタリングする。また、債権回収会社に対する行政処分の件数についても、監督を適切に実施しているかどうかを示す指標である立入検査の実施率及び苦情申立状況を並行モニタリングをし、これらの指標の増減推移を総合的に判断して評価する。</p> <p>(4) 以上の定量的な指標のほか、債権回収会社に対して前回の立入検査で指摘した事項については、次回の立入検査までに十分な改善措置が執られており、再び同様の問題点は指摘されないことなどについても定性的な情報として評価する。</p>				
<p>評価の内容</p>	<p>1. 平成16年度に講じた施策(実施状況)</p> <p>(1) 苦情申立ての状況</p> <p>債権回収会社の回収行為等に関して、債務者等の関係者から苦情の申立てや情報提供を受け付けることにより、回収行為の状況等を把握している。苦情の申立て等があった場合には、事実関係を調査の上、必要に応じて立入検査を実施し、立入検査の結果等によっては、業務改善命令などの処分を行う。</p> <table border="1" data-bbox="395 2040 1300 2076"> <tr> <td>区分 \ 年度</td> <td>14年</td> <td>15年</td> <td>16年</td> </tr> </table>	区分 \ 年度	14年	15年	16年
区分 \ 年度	14年	15年	16年		

苦情の申立て件数	40件	48件	51件
(内訳)			
行為規制に関するもの	39件	42件	43件
行為規制以外に関するもの	0件	2件	8件
その他	1件	4件	0件

区分 \ 年度	14年	15年	16年
苦情率	52.6%	56.5%	56.0%

(注) 苦情率 (年間苦情受付件数 ÷ 営業会社数 × 100)

(2) 債権回収会社に対する行政処分の件数

債権回収会社の業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、債権回収会社に対して業務の改善に必要な措置を執るべきことを命ずることができる(業務改善命令)。また、債権回収会社が債権管理回収業に関し、著しく不当な行為をしたときなどは、営業の許可を取り消し、又は業務の停止を命ずることができる(許可取消し、業務停止命令)。

区分 \ 年度	14年	15年	16年
行政処分の件数	0件	1件	0件

(3) 債権管理回収業の営業許可審査件数(許可会社数)

債権管理回収業の許可については、暴力団員等がその事業活動を支配すること、役員等に暴力団員等が含まれていることなどを欠格要件としており、暴力団員等の参入を排除している。

区分 \ 年度	14年	15年	16年
営業許可審査件数	11件	11件	11件
審査件数(累計)	76件	87件	98件

(4) 債権回収会社に対する立入検査の実施状況

債権回収会社の業務の実態を的確に把握し、適時・適切な指導・監督を行うことにより、債権回収会社の適正な業務の運営を確保することを目的として定期的に立入検査を実施している。

区分 \ 年度	14年	15年	16年
実施会社数	23件	31件	34件
営業会社数	76件	85件	91件
実施率	30.3%	36.5%	37.4%

(注) 実施率 (実施会社数 ÷ 営業会社数 × 100)

(5) 回収先に対するヒアリング実施件数(累計)

債権回収会社の回収状況について調査をする必要がある場合には、回収先(債務者)の協力を得てヒアリングを実施し、債権回収会社による違法・不当な回収行為が行われていないかどうか等を調査している。

区分 \ 年度	14年	15年	16年
ヒアリング実施件数	105件	178件	224件

2. 評価結果

債権管理回収業の許可申請件数は98件で、前年度(87件)に比較して11件増加した。

	<p>苦情申立て件数は51件で、前年度(48件)に比較して3件増加しているものの、成果指標である「苦情率」は56.0%で、前年度(56.5%)に比較して0.5ポイント減少した。</p> <p>立入検査の状況を示す「実施率」は37.4%で、前年度(36.5%)に比較して0.9ポイント増加しているほか、ヒアリング実施件数は224件で、前年度(178件)に比較して46件増加したが、その結果についても特に問題になる事項は認められなかった。</p> <p>前回の立入検査で指摘した事項については、各改善措置が執られ、妥当な業務が行われており、特に問題となる事項は認められなかった。また、業務改善命令等の行政処分は皆無であった。</p> <p>したがって、債権回収会社に対する立入検査の実施率及び債務者に対する回収状況ヒアリングの実施件数がいずれも増加して、債権回収会社に対する監督が適切かつ効率的に行われた結果、債権回収会社に対する苦情率が減少したほか、前回の立入検査で指摘した事項の改善も適切に行われており、業務改善命令等の行政処分は皆無であるなど、債権回収会社の適正業務が確保されたことにより、債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに、暴力団等反社会的勢力の参入を排除するという所期の目的を達成する結果となった。</p> <p>よって、債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正が確保されたことから、本施策は有効であったものと認められ、今後も引き続き実施する必要がある。</p>
見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	<p>平成16年度実施計画における指標1「苦情申立ての状況(苦情率)」の算出に当たっては、年間苦情受付件数÷許可会社数×100とあるが、合併及び廃業した許可会社数を除いた営業会社数が相当であることから、年間苦情受付件数÷営業会社数×100とした。</p>

平成 1 6 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	人権擁護局		
施策等の名称	人権侵犯事件の適正な調査・処理		
目 標	基本目標	人権侵害による被害が救済され、予防される。	
	【基準年次・評価総括年次：平成 1 6 年度】		
	達成目標 1	女性に対する人権侵犯事件への取組（調査・処理）強化	
	指標	人権侵犯事件の取扱件数	目標値等 対前年増
	達成目標 2	子どもに対する人権侵犯事件の取組（調査・処理）強化	
	指標	人権侵犯事件の取扱件数	目標値等 対前年増
基本的考え方	<p>我が国の人権状況を見ると、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等の問題や、最近では、インターネットを利用した差別事象やプライバシーの侵害など、様々な人権侵害事案が発生している。一般的に弱い立場に置かれている女性や子どもをめぐる人権問題については、配偶者・パートナーに対する暴力や児童虐待が大きな社会問題となっており、悪質な事案も少なくないなど、これらの問題は更に深刻化している状況にある。</p> <p>人権侵害の被害者を実効的に救済するためには、司法的救済だけでなく行政上の取組が必要であることから、法務省の人権擁護機関では、人権侵犯事件の調査処理によって、人権侵害の被害者の迅速、柔軟な救済とその予防に努めているが、特に顕在化している女性及び子どもに対する人権侵害への重点的取組が必要となっている。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	国民の人権感覚や規範意識を含む様々な社会情勢の変化		
測定方法等	1. 測定時期：平成 1 7 年 3 月 3 1 日		
	2. 測定方法等 平成 1 6 年中の人権侵犯事件の取扱件数による。		
評価の内容	1. 平成 1 6 年度に講じた施策（実施状況）		

法務局及び地方法務局において行う人権侵犯事件の調査及び処理について定める人権侵犯事件調査処理規程（大臣訓令）を改正し，平成16年4月1日から施行した。この改正では，迅速な救済を図るため予備調査の制度を廃止し，被害者からの申告を救済手続の基本的な端緒と位置付け，例外的な場合を除き，速やかに救済手続を開始することとした。また，措置の内容を見直して新たな措置区分を掲げるなど，被害救済のためにこれまで以上に柔軟かつ適正な措置を講ずることを可能とした。

日常の業務遂行に必要な専門知識及び技術を習得させるため，人権擁護事務に携わる職員及び人権擁護委員を対象とする研修を充実させるとともに，配偶者暴力や児童虐待事案については，早期発見，早期対応，関係機関との連携協力，アフターケアが特に重要であることの周知・徹底に努めた。

関係諸団体により構成されているネットワークへ積極的に参加し，情報の収集等を図った。

2. 評価結果

平成16年中の人権侵犯事件の処理総数は22,379件となっており，そのうち，女性を被害者とするものは6,979件であり，その内訳は，暴行・虐待3,298件，強制・強要2,651件，セクシャルハラスメント608件などとなっている。また，児童を被害者とするものは716件であり，その内訳は，暴行・虐待567件，強制・強要146件などとなっている。

人権侵犯事件の発生とその認知は様々な外部的要因に影響されるとともに，各事件の個別事情により必要な対応も大きく異なることから，人権侵犯事件取組強化の効果を定量的に評価することは困難であるが，予備調査制度の廃止等の救済手続の整備や個々の事件に対する適切な対応など，より実効的な人権救済を図るための取組を強化したことにより，より多くの人々が救済手続を利用し，事件処理件数の増加，ひいては人権救済の拡大につながったものと考えられ，基本目標の達成に貢献できたと評価できる。

女性を被害者とする人権侵犯事件の処理件数

	暴行・虐待	強制・強要	セクハラ	差別待遇	ストーカー	合計
平成16年	3,298	2,651	608	115	307	6,979
平成15年	3,399	2,025	645	90	348	6,507
差	101	626	37	25	41	472

子どもを被害者とする人権侵犯事件の処理件数

	暴行・虐待	強制・強要	児童買春	合計
平成16年	567	146	3	716
平成15年	528	163		691
差	39	17	3	25

見直しの有無	有。今後の社会の情勢を睨みながら，女性，子ども以外で取組の強化が必要であると判断されるものがある場合には迅速に対応する。
学識経験を有する者の知見の活用	
備 考	

平成 1 6 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	人権擁護局			
施策等の名称	人権相談の充実			
目 標	基本目標			
	<p>人権問題について、相談を通じて、相談者の抱えている問題状況が改善される。</p> <p style="text-align: center;">【基準年次・評価総括年次：平成 1 6 年度】</p>			
	達成目標 1			
	女性をめぐる人権問題について気軽に相談できる体制の整備			
	指標	専用相談電話「女性の人権ホットライン」における相談件数	目標値等	対前年増
	達成目標 2			
	子どもをめぐる人権問題について気軽に相談できる体制の整備			
	指標	専用相談電話「子どもの人権 1 1 0 番」における相談件数	目標値等	対前年増
基本的考え方	達成目標 3			
	日本に居住する外国人が気軽に相談できる体制の整備			
	指標	「外国人のための人権相談所」における相談件数	目標値等	対前年増
	<p>我が国の人権状況を見ると、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等の問題や、最近では、インターネットを利用した差別事象やプライバシーの侵害など、様々な人権侵害事案が発生している。特に、一般的に弱い立場にある女性や子どもをめぐる人権問題については、配偶者・パートナーに対する暴力や児童虐待が大きな社会問題となっており、悪質な事案も少なくないなど、これらの問題は更に深刻化している状況にある。また、外国人であることを理由とするアパートへの入居拒否など、外国人に対する差別事案は、人種による差別が行われることのない国際化社会の形成の大きな障害となっている。</p> <p>人権相談は、適切な助言等を通じて、人権侵害の発生や拡大を防止し、当事者による紛争解決を促すなど、それ自体が有効な救済手法であるとともに、人権侵犯事件として救済手続を開始する端緒として重要なものであることから、法務省の人権擁護機関では、相談体制の充実・活性化に努めているが、特に顕在化している女性、子ども及び外国人の人権問題への重点的取組が必要となっている。</p>			

目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	国民の人権感覚や規範意識を含む様々な社会情勢の変化									
測定方法等	<p>1. 測定時期：平成17年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等 平成16年中の「女性の人権ホットライン」、「子どもの人権110番」及び「外国人のための人権相談所」における相談件数。</p>									
評価の内容	<p>1. 平成16年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>相談窓口への女性の職員及び人権擁護委員の配置の推進，全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談回線「女性の人権ホットライン」の周知。</p> <p>人権擁護委員の中から任命される子どもの人権専門委員の相談活動への積極的な活用及び全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関する専用相談回線「子どもの人権110番」の周知。</p> <p>「外国人のための人権相談所」の周知及び外国人が集まる場所への設置場所の変更，特設相談所の開設。</p> <hr/> <p>2. 評価結果</p> <p>平成16年中の「女性の人権ホットライン」の総利用件数は26,908件（前年比2,207件の減少）であり，また，「子どもの人権110番」の総利用件数は8,119件（前年比874件の減少）となっている。このように，総利用件数ではいずれも前年を下回っているものの，暴行虐待といった，特に深刻で緊急性のある事案の相談件数は増加しており（別表1），女性，子どもを被害者とする人権侵犯事件処理数が増加している（別表2）ことからしても，これらの相談活動が，人権侵犯事実を把握する端緒として有効に機能し，被害者の救済に役立っていると考えている。</p> <p>また，「外国人のための人権相談所」の相談件数も16年度は575件であり，昨年（634件）に比して若干減少しているが，一昨年（387件）と比べると約49%の増加となっており，ここ2年間は高水準で推移しているということが言え，我が国に暮らす外国人のための相談所として定着しつつある。</p> <p>女性，子ども，外国人は，社会的に置かれている状況や言語の問題から，相談することを躊躇する傾向があると思われるため，今後とも，相談しやすい環境を設定・提供し，また，これらの制度の周知の方策を強化して，悩みを抱えていても相談できないでいる方の声を拾っていきたい。</p> <p>別表1（「女性の人権ホットライン」及び「子どもの人権110番」における暴行・虐待に関する相談件数）</p> <table border="1" data-bbox="475 1854 1031 2063"> <thead> <tr> <th></th> <th>女性の人権ホットライン</th> <th>子どもの人権110番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年</td> <td>2,478</td> <td>333</td> </tr> <tr> <td>平成15年</td> <td>2,412</td> <td>289</td> </tr> </tbody> </table>		女性の人権ホットライン	子どもの人権110番	平成16年	2,478	333	平成15年	2,412	289
	女性の人権ホットライン	子どもの人権110番								
平成16年	2,478	333								
平成15年	2,412	289								

差	66	44
---	----	----

別表 2 (女性,子どもを被害者とする人権侵犯事件処理件数)

	女 性	子 ど も
平成16年	6,979	716
平成15年	6,507	691
差	472	25

見直しの有無	有。今後の社会の情勢を睨みながら,女性,子ども,外国人以外で取組の強化が必要であると判断されるものがある場合には迅速に対応する。
学識経験を有する者の知見の活用	
備 考	

平成 1 6 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	人権擁護局			
施策等の名称	人権啓発活動の推進			
目 標	基本目標	人権尊重について国民の理解が深まる。		
	【基準年次・評価総括年次：平成 1 6 年度】			
	達成目標 1	人権啓発活動ネットワークに参加する市町村数を増加させ、ネットワーク事業による人権啓発活動の事業規模を拡大する。		
	指標 1	ネットワークの参加市町村数	目標値等 対前年度増	
	指標 2	ネットワーク事業の規模	目標値等 対前年度増	
	達成目標 2	全国中学生人権作文コンテストの参加者がより多くなるようにする。		
	指標 1	コンテストの応募中学校数	目標値等 対前年度増	
	指標 2	コンテストの応募作品数	目標値等 対前年度増	
	基本的考え方	<p>人権尊重社会実現のため、国民に対し人権尊重思想の普及高揚を図ることにより、人権を尊重することの重要性を認識してもらうことを目的として、人権啓発活動を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人権啓発を更に効果的なものにしていくために、それぞれの主体における実施体制の整備に合わせ、多様な主体が連携協力するための人権啓発活動ネットワークの充実強化を図る。 2 人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動の一環として、次代を担う中学生を対象に、人権問題についての作文を書くことにより、人権尊重の重要、必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けることを目的に全国中学生人権作文コンテストを実施する。 		
	目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	達成目標 1 の指標 1 「ネットワークの参加市町村数」について、全国的に市町村合併が行われているため、全国の市町村数が減少している。		
測定方法等	<p>1 . 測定時期：平成 1 7 年 3 月 3 1 日</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>2 . 測定方法等</p>			

- 1 人権啓発活動ネットワーク（達成目標1）について
 - (1) 人権啓発ネットワーク協議会参加市町村数の前年度実績との比較
 - (2) 人権啓発ネットワーク事業規模の前年度実績との比較
- 2 全国中学生作文コンテスト（達成目標2）について
 - (1) 全国中学生人権作文コンテスト参加中学校数の前年度実績との比較
 - (2) 全国中学生人権作文コンテスト応募作品数の前年度実績との比較

評価の内容

1. 平成16年度に講じた施策（実施状況）

1 人権啓発活動ネットワーク協議会

(1) 人権啓発活動ネットワークの整備

平成16年度に新たに13の人権啓発活動地域ネットワーク協議会を設置し、市町村に対し人権啓発活動ネットワークへの参加を呼びかけた。

平成15年度及び平成16年度末におけるネットワーク協議会数及び市町村の参加状況は以下のとおりである。

	都道府県ネットワーク	地域ネットワーク	都道府県ネットワーク参加市町村	地域ネットワーク参加市町村	、のいずれかに参加している市町村	全市町村数	参加割合 (%) (/)
平成15年度	50	141	154	1,678	1,735	3,154	55.0
平成16年度	50	154	168	1,747	1,797	2,546	70.6

(2) 人権啓発活動地方委託事業における地域人権啓発活動活性化事業費

法務省が行う人権啓発活動地方委託事業のうち、地域人権啓発活動活性化事業は、事業実施自治体の人権啓発活動ネットワークと連携して実施することが予定されているものである。平成15年度及び平成16年度における地域人権啓発活動活性化事業費は以下のとおりである。

	活性化事業費(千円)	地方委託費(千円)	活性化事業費の地方委託費に占める割合(%)
平成15年度	382,595	2,114,108	18.1
平成16年度	414,703	2,087,156	19.9

2 全国中学生人権作文コンテストの実施について

法務局及び地方法務局において、教育委員会や中学校に対して募集に関する取組を積極的に行ったところ、平成16年度は、全国の中学校の47.6%に当たる5,762校から、日常の家庭生活、学校生活等の中で得た経験をもとに、基本的人権を守ることの重要性についての考えをまとめた755,390編という多数の作文の応募があった。

内容について分類すると、「いじめ」に関する作文が応募総数全体の26.8%（202,222編）を占め、中学生にとっていじめが極めて身近で重大な人権問題として意識され、今なお深刻な状況にあることがうかがえる。また、次に多いのが、障害者の人権問題を扱った作文で、応募総数の14.8%（111,622編）を占め、依然として高位に推移している。障害者の人権問題も中学生に

とって身近な人権問題として意識されていることがうかがえる。

応募中学校数

年度	応募校数
平成15年度	5,867
平成16年度	5,762

応募作品数

内容	第23回(平成15年度)		第24回(平成16年度)	
	作品数	構成比(%)	作品数	構成比(%)
女性問題	15,154	2.1	13,483	1.8
いじめ	187,745	25.5	202,222	26.8
高齢者問題	34,406	4.7	34,597	4.6
障害者問題	115,713	15.7	111,622	14.8
同和問題	23,463	3.2	21,043	2.8
国際化に伴う人権問題	31,610	4.3	33,898	4.5
差別問題一般	75,708	10.3	71,492	9.5
環境問題	42,487	5.8	48,896	6.5
戦争・平和	88,389	12.0	99,848	13.2
プライバシー問題	8,910	1.2	8,877	1.2
その他	113,175	15.4	109,412	14.5
合計	736,760	100.0	755,390	100.0

2. 評価結果

1 人権啓発活動ネットワーク（達成目標1）について

全国の市町村数は減少しているものの、平成16年度末における人権啓発活動ネットワークへの参加市町村数は平成15年度末より62増加している。また、全市町村数に占める参加市町村数の割合を比較すると、平成15年度末では55.0%だったものが平成16年度末には70.6%に上昇しており、人権啓発活動ネットワークが拡充されたと評価することができる。

また、平成16年度末における地域人権啓発活動活性化事業費及び同事業費の人権啓発活動地方委託費に占める割合は平成15年度末より増加していることから、人権啓発活動ネットワーク事業の規模は拡大されたと評価することができる。

以上の結果、国や地方公共団体等が連携協力して行う啓発事業が充実し、人権の尊重に対する理解を深めるといった目標が達成できたものとする。

2 全国中学生作文コンテスト（達成目標2）について

コンテスト参加中学校数は、前年度の5,867校より105校少ない5,762校であったが、応募作品数は前年度の736,730編を大きく上回る755,390編であり、前年度より参加者を増加させることができた。多くの中学生に、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうよい機会を提供することができ、人権の尊重に対する理解を深めるといった目標が達成できたものとする。

見直しの有無

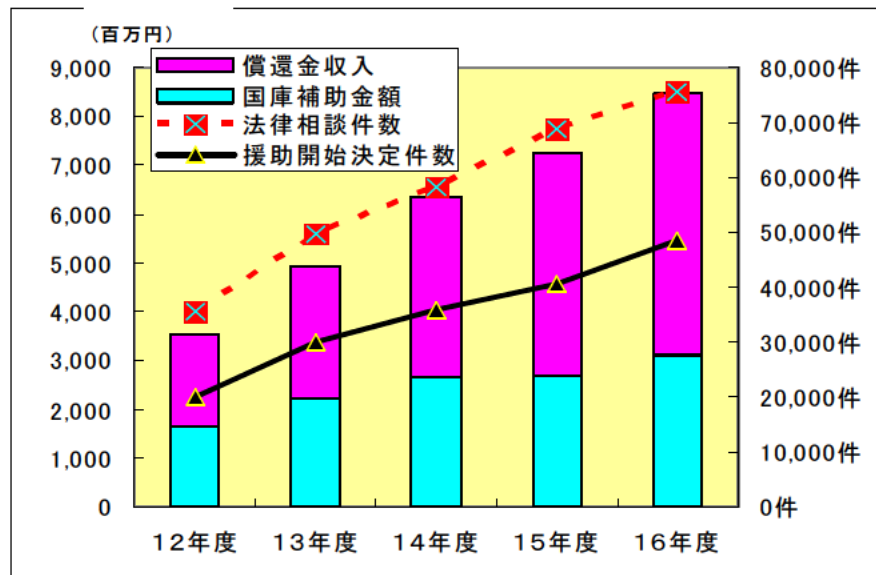
特になし

学識経験を有する者の知見の活用	
備 考	

平成 1 6 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	人権擁護局			
施策等の名称	民事法律扶助事業の推進			
目 標	基本目標			
	資力に乏しい者の「裁判を受ける権利」が実質的に保障される。			
	【基準年次・評価総括年次：平成 1 6 年度】			
	達成目標 1			
	増大する需要に対処するため、事業の効率化を図りつつ、民事法律扶助事業（法律相談援助、代理援助及び書類作成援助）の実施件数を増加させる。			
	指標 1	法律相談援助の実施件数	目標値等	対前年度増
	指標 2	代理援助の実施件数	目標値等	対前年度増
	指標 3	書類作成援助の実施件数	目標値等	対前年度増
	指標 4	大量一括委託契約による事件数	目標値等	対前年度増
	参考指標	代理援助事件（終結事件）の成功率		
達成目標 2				
立替金債権の償還率を向上させる。				
指標	償還率	目標値等	対前年度増	
基本的考え方	<p>国民が民事紛争に巻き込まれた場合、弁護士によるアドバイスを受けたり、弁護士に訴訟代理を委任したりする必要があるが、国民の中には、弁護士費用を負担する資力のない者も多数存在する。民事法律扶助事業は、このような資力の乏しい者に対し、弁護士費用等の立替え等を行い、民事裁判等手続において自己の権利を実現することができるようにし、「裁判を受ける権利」（憲法第 3 2 条）を実質的に保障することを目的としている。同事業については、民事法律扶助法に基づき法務大臣から指定を受けた（財）法律扶助協会が、法務大臣の監督の下で実施しており、国は、同事業のために、毎年、同協会に対し、補助金を交付している。</p> <p>民事法律扶助に対する需要は、特に、自己破産事件に対する扶助の需要を中心に、極めて大きいものがあるが、財源・事務処理体制等の問題から十分応えきれていないのが実情である。こうした需要に対処するため、事業の効率化を図りつつ、平成 1 6 年度における民事法律扶助事業（法律相談援助、代理援助及び書類作成援助）の実施件数が前年度と比較して増加したか、ま</p>			

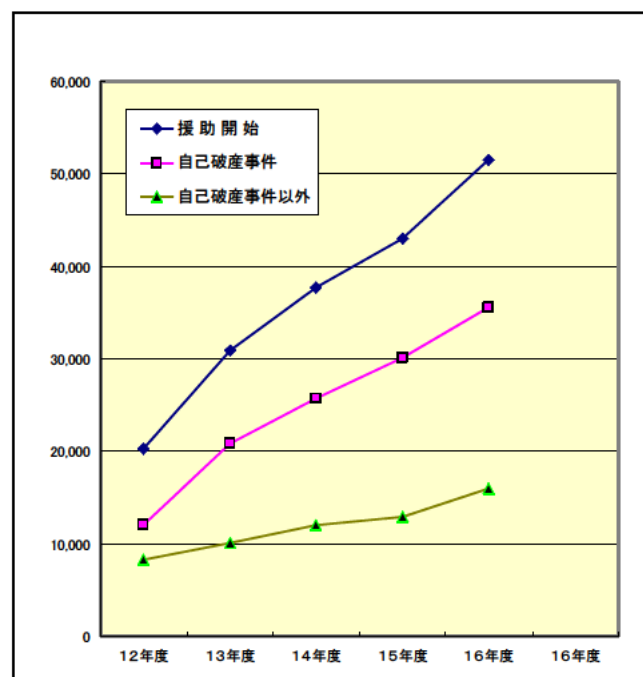
	た、立替金債権の償還率等が前年度と比較して向上しているかを検証する。																																																						
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし																																																						
測定方法等	<p>1. 測定時期：平成17年3月31日</p> <p>-----</p> <p>2. 測定方法等 法律扶助協会から法務大臣に対する平成16年度事業報告中の各種データに基づき評価を行う。</p>																																																						
評価の内容	<p>1. 平成16年度に講じた施策(実施状況)</p> <p>(1) 民事法律扶助事業の内容 民事法律扶助事業は、以下の～からなる。、の立替費用については、原則償還を要することとされ、その償還金収入は、の事業に充てることとされている。また、の法律相談援助は、の代理援助、の書類作成援助の前段階で実施されるものであり、そこでの弁護士による助言等で解決されない事件が、の援助へと進むことになる。 このような援助を受けるためには、資力に乏しいことに加え、勝訴の見込みがあること(についてはこの要件は不要)が必要である。</p> <p style="text-align: center;">代理援助...民事裁判手続等(裁判前代理援助を含む。)における代理人に支払う費用(弁護士費用)の立替え 書類作成援助...裁判所へ提出する書類の作成費用の立替え 法律相談援助...弁護士による法律相談の実施</p> <p>(2) 事業の推移</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">国庫補助金総額</td> <td>2,142</td> <td>2,822</td> <td>3,290</td> <td>3,489</td> <td>3,991</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事業規模</td> <td>国庫補助金額</td> <td>1,663</td> <td>2,230</td> <td>2,649</td> <td>2,691</td> <td>3,123</td> </tr> <tr> <td>償還金収入</td> <td>1,889</td> <td>2,709</td> <td>3,704</td> <td>4,542</td> <td>5,358</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,552</td> <td>4,939</td> <td>6,353</td> <td>7,233</td> <td>8,481</td> </tr> <tr> <td colspan="2">代理援助開始決定件数(件)</td> <td>20,098</td> <td>29,855</td> <td>35,820</td> <td>40,627</td> <td>48,435</td> </tr> <tr> <td colspan="2">書類作成援助開始決定件数(件)</td> <td>163</td> <td>1,063</td> <td>1,870</td> <td>2,370</td> <td>3,028</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法律相談援助件数(件)</td> <td>35,505</td> <td>49,802</td> <td>58,158</td> <td>68,769</td> <td>76,173</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">1 国庫補助金は、援助実施の他、法律相談等に充当。 2 16年度償還金収入、法律相談件数、援助開始決定件数は速報値であり概数である。</p>			12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	国庫補助金総額		2,142	2,822	3,290	3,489	3,991	事業規模	国庫補助金額	1,663	2,230	2,649	2,691	3,123	償還金収入	1,889	2,709	3,704	4,542	5,358	計	3,552	4,939	6,353	7,233	8,481	代理援助開始決定件数(件)		20,098	29,855	35,820	40,627	48,435	書類作成援助開始決定件数(件)		163	1,063	1,870	2,370	3,028	法律相談援助件数(件)		35,505	49,802	58,158	68,769	76,173
		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度																																																	
国庫補助金総額		2,142	2,822	3,290	3,489	3,991																																																	
事業規模	国庫補助金額	1,663	2,230	2,649	2,691	3,123																																																	
	償還金収入	1,889	2,709	3,704	4,542	5,358																																																	
	計	3,552	4,939	6,353	7,233	8,481																																																	
代理援助開始決定件数(件)		20,098	29,855	35,820	40,627	48,435																																																	
書類作成援助開始決定件数(件)		163	1,063	1,870	2,370	3,028																																																	
法律相談援助件数(件)		35,505	49,802	58,158	68,769	76,173																																																	



(3) 自己破産事件の占める割合・裁判所に対する自己破産申立て件数

	援助開始 決定件数 (件)	自己破産事件		自己破産事件以外	
		(件)	割合	(件)	割合
12年度	20,261	12,010	59.3%	8,251	40.7%
13年度	30,918	20,830	67.4%	10,088	32.6%
14年度	37,690	25,645	68.0%	12,045	32.0%
15年度	42,997	30,081	70.0%	12,916	30.0%
16年度	51,463	35,502	69.0%	15,961	31.0%

※16年度の件数は、速報値であり概数である。



	自己破産 申立件数 (件)	対前年度 伸び率 (%)
12年度	139,861	—
13年度	173,641	124
14年度	226,484	130
15年度	239,451	106
16年度	200,931	84

(4) 代理援助事件の終結結果

勝訴	4 . 2 %	} 84 . 8 % (成功率)
和解成立	7 . 8 %	
調停成立	3 . 4 %	
免責(破産)	66 . 2 %	
示談成立	3 . 2 %	

敗訴	0 . 9 %
調停不成立	1 . 4 %
援助取下げその他	12 . 9 %

16年度速報値による集計であり概数である。

(注)

勝訴：請求認容判決を受けた場合（一部認容を含む。）

和解：訴訟手続上で当事者の合意により判決に至らずに解決する方法

調停：裁判所における民事調停，家事調停

免責：債務者の債務の全部を消滅させること

示談：訴訟，調停を提起することなく，当事者の合意により紛争を解決する方法

敗訴：請求棄却判決を受けた場合

成功率：勝訴，和解成立，調停成立，免責及び示談成立など被援助者の権利が実現される方向で終結したことが明らかな事件の割合

(5) 償還率

(金額の単位：千円)

	期首立替金債権 ①	当期立替金債権 ②	償還免除額 ③	償還金収入額 ④	償還率(*2) ④ ÷ (① + ② - ③)
15年度	11,032,497	6,732,274	622,246	4,557,756	26.6%
16年度(*1)	12,431,646	7,982,707	542,788	5,357,899	27.0%

1 16年度の数値は，速報値である。

2 ここでいう償還率は，当該年度の新規立替金額（その償還金の大半は次年度以降の収入となる。）を反映させた総立替金と当該年度の償還金額との比率であるため，実際の償還率（立替金のうち実際に償還される金額の割合）を大幅に下回る数値となっている。

(注)

期首立替金債権：前年度までに援助した事件の立替金残高の合計

当期立替金債権：当該年度に援助した事件の立替金額の合計

償還免除額：当該年度に立替金債権の償還を免除した金額の合計
 償還金収入額：当該年度に被援助者から償還された金額の合計

- (6) 書類作成援助の大半は自己破産事件において活用されている。代理援助に比べて立替金額が低いことから、効率的な事業執行のため、本人申立てが十分可能な事案については書類作成援助を活用することが期待される（ただし、支部管内に、自己破産事件を適正に処理することができる司法書士が存在することが前提となる。）。平成16年度の書類作成援助件数は3,028件であり、前年度に比べ大幅に増加しており、事件の終結結果を見ても、代理援助の場合と異なる。このことから、協会において、自己破産事件の援助に対する膨大な需要に応えるため、自己破産事件の中でも本人申立てが十分可能な事案について、書類作成援助を活用し、事業費の確保を図っているものと評価できる。
- (7) 法律扶助協会東京都支部においては、自己破産事件に対する援助の財源を確保するため、特定の法律事務所に対し、通常より低い単価で、自己破産事件を大量一括委託している。16年度の事件数は452件、節減額は780万円であり、事業の効率化のための工夫として有効な方策であると評価できる。

2. 評価結果

- (1) 平成16年度の代理援助、書類作成援助及び法律相談援助の各件数は、いずれも平成15年度と比べて大幅に伸びており、他方で、前記のとおり(1.(6)(7))、事業の効率的執行のための工夫もなされている。また、平成16年度に終結した代理援助事件の結果別内訳は前記のとおりであり援助すべき事案が法律相談等において適切に選別された結果、少なくとも84.8% (84.6%・平成15年度)の事件が勝訴、和解など被援助者の権利が実現される方向で終結している。これらのことは、民事法律扶助事業に対する需要の増加に対し、法律扶助協会が適切に対応し、事業を遂行していることをあらわしている。
- (2) 償還金収入は、民事法律扶助の主要な財源となっているが、前記のとおり(1.(2)(5))、平成16年度償還金収入は53億円を超え、昨年度を8億強上回るものである上、引き続き償還率も向上している。このことは、扶助協会において、立替金債権を適正に管理し、償還金収入の確保に努めていることを示すものである。
- (3) 以上のとおり、達成目標1の指標1～4、達成目標2の指標1の目標をいずれも達成されており、平成16年度の民事法律扶助事業は、適正に実施されたものと評価できる。

見直しの有無

特になし

学識経験を有する者の知見の活用

備	考	
---	---	--